平成２１年（フ）第２８７３号
横浜市港南区芹が谷５丁目35番74号
債務者　入内島一栄
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９５１号
横浜市旭区都岡町39番地３　ジュネスつおかB101
債務者　川村　　稔
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９９３号
横浜市都筑区東山田町1508番地
債務者　小野塚　満
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９９４号
横浜市都筑区東山田町1508番地
債務者　小野塚和江
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９９５号
横浜市緑区台村町116番地６　第二英和荘102号、住民票上の住所東京都港区麻布台１丁目４番７号　麻布中央マンション707
債務者　野田嘉寿子（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０１７号
横浜市都筑区荏田南４丁目17番５号　シティハウス小島A
債務者　加藤奈々江
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０３２号
横浜市中区竹之丸88番地　竹之丸団地４号棟411号室
債務者　藤原　一匡
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０４５号
横浜市西区東久保町29番21号　Mハイツ101号
債務者　斗内　英輔
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０５１号
横浜市戸塚区平戸３丁目51番９号
債務者　大屋　政二
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０６４号
神奈川県藤沢市藤沢556番地クリアN302
債務者　八文字珠子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５６４号
北海道旭川市豊岡12条４丁目６番９号　永大グリーンハイツ104
債務者　齋藤　邦夫
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８６号
北海道旭川市４条通６丁目３番地の125　アーバンライフ島田高橋方
債務者　松木　　豊
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８７号
北海道旭川市４条通６丁目３番地の125　アーバンライフ島田
債務者　高橋　香惠
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８８号
北海道旭川市東２条３丁目２番４号　エチュード203号室
債務者　舘野　秀希
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９２号
北海道旭川市川端町４条８丁目３番12号
債務者　加藤トメ子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部